

発議案第5号

首相の「改憲発言」に抗議し憲法遵守を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年3月4日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	植 田	進	㊟
賛成者	八千代市議会議員	三 田	登	㊟
	同	伊 原	忠	㊟
	同	堀 口	明 子	㊟

提案理由

国に対し、首相の「改憲発言」に抗議し、憲法遵守を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

首相の「改憲発言」に抗議し憲法遵守を求める意見書

安倍晋三首相は年初のNHK番組「日曜討論」で、「今度の参議院選挙は自民・公明以外にも、おおさか維新など改憲に前向きな党で、改憲発議ができる3分の2以上の議席確保を目指す」と明言した。さらに、本年1月21日の参議院決算委員会での答弁でも「いよいよどの条項を改正するべきかという現実的な段階に移ってきた」とも述べ、憲法第99条に規定されている「憲法を尊重し擁護する義務」を負う安倍首相が、あからさまな憲法破壊の言動を繰り返しているのは重大である。

2012年に発表された自由民主党の日本国憲法改正草案では、自衛隊を「国防軍」にするとともに、外部からの武力攻撃、内乱など社会秩序の混乱、地震など大規模災害等の際に、内閣総理大臣が「緊急事態」を宣言するとしている。「緊急事態」を宣言すれば、内閣が「法律と同一の効力を有する政令を制定」し、内閣総理大臣が「地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる」と規定している。

また、国民には「何人も」、「国その他公の機関の指示に従わなければならない」として、国民の自由と権利を奪ういわゆる「戒厳令」の復活まで提案されている。

自民党の改憲派は、優先して実施すべきは「緊急事態条項」の創設だと主張しているが、「緊急事態」を口実に国民の権利を制限した上で、改憲をなし遂げようとするものである。

安倍首相と自公連立政権は、国民の抗議の中でも、「集団的自衛権行使容認」を一内閣の判断で決定し、安全保障法制いわゆる「戦争法」を強行採決した実績がある。憲法への「緊急事態条項」新設を許せば、憲法第9条を改定し、改憲へと突き進むことになるのは明白である。

憲法で政府の行動を縛る立憲主義、憲法の国民主権・基本的人権の尊重・平和主義の三大原則の破壊を国民は断じて許すものではない。

よって、本市議会は国に対し、首相の「改憲発言」に抗議し、憲法遵守を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様